

特定個人情報保護評価書の再評価及びパブリックコメントの実施について（報告）

個人住民税申告の電子化に伴い、特定個人情報保護評価書の再評価及びパブリックコメントを実施することになりますのでご報告いたします。

1. 特定個人情報保護評価書について

①行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有する場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、特定個人情報保護評価を実施する必要があります。

②また、特定個人情報ファイルに「重要な変更」を加える場合も、評価の再実施が規定されています。

③評価の実施にあたっては、対象人数等に応じて次の3種類の評価書を作成することが義務付けられています。

- ・基礎項目評価書
- ・重点項目評価書
- ・全項目評価書

特に、対象人数が30万人以上の場合に作成する「全項目評価書」については、再評価に際し、パブリックコメントの実施が必要となります。

なお、本市の「個人住民税に関する事務」は、この「全項目評価書」の作成が義務付けられる事務に該当します。

2. 個人住民税申告の電子化対応

令和8年1月から、個人住民税申告の電子化が可能となります。この申告の際、特定個人情報を含む課税情報を取り扱うことから、この変更は「重要な変更」に該当します。そのため、再評価と併せてパブリックコメントを実施するものです。

3. パブリックコメントの実施時期

令和8年1月の個人住民税申告の電子化に対応するため令和7年10月15日から実施したいと考えております。

4. 主な変更点

特定個人情報の入手方法の変更	市民が個人住民税申告ポータルで行った個人住民税の申告情報を、マイナポータル申請管理より受領するよう入手方法の変更を追加
特定個人情報の管理方法の変更	個人住民税の申告情報が、マイナポータル申請管理に保存されるため、受領方法や受領したデータの管理方法の変更を追加
マイナポータル申請管理の権限情報等の変更	マイナポータル申請管理にアクセスをする際の不正アクセス対策等の変更を追加

5. 今後のスケジュール（予定）

実施時期	実施内容
令和7年10月15日(水) ～11月17日(月)	全項目評価書（案）のパブリックコメント実施
令和7年11月	パブリックコメント集計結果の公表
令和7年12月	第三者点検（個人情報保護審査会） 個人情報保護委員会(国)へ提出・公表
令和8年1月	個人住民税申告の電子化運用開始